

令和元年台風第15号により被災した志願者の入学検定料免除の特別措置について

公立鳥取環境大学

公立鳥取環境大学では、令和元年台風第15号により被災した本学志願者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、学部及び大学院の令和3年度入学者選抜試験において、下記のとおり入学検定料免除の特別措置を講じることとしました。

該当する志願者が特別措置を希望する場合は、所定の手続きが必要となりますので、事前に入試広報課までお問い合わせください。

記

1. 検定料免除の対象となる入学者選抜試験

令和3年度入学者選抜試験

【学部】 総合型選抜、学校推薦型選抜（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）、
一般選抜（前期日程・後期日程）、海外帰国生徒特別選抜、
社会人特別選抜、私費外国人留学生選抜、3年次編入学試験

【大学院】 一般入試、社会人入試、外国人留学生入試

2. 措置内容

入学検定料の全額免除

3. 免除の対象者（必要書類）

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、令和元年台風第15号により災害救助法適用地域において被災し、次のいずれかに該当する方

（1）主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合

（申請には死亡または行方不明を証明する書類を必要とします。）

（2）本人又は主たる学資負担者が所有する自宅家屋が、被災により全壊、大規模半壊、半壊した場合（申請には罹災証明書※を必要とします。）

※地方公共団体が発行する住居家屋の被害状況のうち全壊・大規模半壊・半壊を証明するもの。一部損壊と床上浸水については対象となりません。

4. 申請方法

免除申請を希望する場合は、必ず、志願しようとする入試区分の出願時に入試広報課に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書（別途様式）と証明書類を出願書類とともに提出してください。（証明書類の添付がない場合は申請できません。）

なお、この申請を行う場合は、入学検定料は振り込まないようご注意ください。

申請書は、出願の都度提出してください。（2回目以降は証明書類の省略が可能です。1回目に出願した入試区分を記載してください。）

5. 申請書類

- (1) 入学検定料免除申請書
- (2) 死亡又は行方不明を証明する書類（コピー可）（上記3の（1）に該当する方）
- (3) 罹災証明書（コピー可）（上記3の（2）に該当する方）
- (4) その他（学資負担者が所有する自宅家屋であることを示す書類等を求めることがあります。）

お問い合わせ先

公立鳥取環境大学 入試広報課

TEL : 0857-38-6720

Mail : nyushi@kankyo-u.ac.jp